

【質問票】

評価対象施策B「緑の保全・創出」

	質問	回答
1	<p>市民農園数の個所は増えているが、利用者数も増えているのか。面積が増えていますか。</p>	<p>年度により利用可能な面積は異なりますが、平成 28 年度末時点と令和 2 年度末時点の数値を比較すると減少しています。</p> <p>利用者数・応募者について、農園数（区画数）に対する利用者は減少しているものの、区画に数に対する応募者は一定数を保っています。</p> <p>※ 1 の表参照</p>
2	<p>至近年時の狛江市の公園面積と 23 区と多摩 26 市の公園面積の比較表(実面積)</p> <p>「統計狛江」には、「水と緑」の狛江市なのに、公園関連のリストや面積やその推移の情報は一切掲載されていません。</p> <p>狛江市の面積が狭いこと（全国では狭い方では全国 2 位）は、知られていますが、公園面積も極めて少ないことは、市民にはあまり知られてはいません。</p>	<p>まとめたものを参考資料として作成いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>※ 2 の表参照</p>
3	<p>№3 の人口千人当たりの公園面積の比較表</p>	
	意見	補足等
4	<p>公園の維持管理に運営について民間への委託、費用、などについて検証し、協働のまちづくりをすすめてほしい。たとえば、アダプトプログラムで運営している地域が増えているとか、詳細に書いてほしい。持続可能性の視点からいえば、アダプトプログラムを支える団体が増えていて、高齢化せずに団体を支える会員もや団体も増えているなどの検証もほしい。</p>	<p>現在前原公園と小足立のびのび公園において一部*アダプト制度を活用して維持管理を行っております。また弁財天緑地保全地区にういても、市民団体が管理を行っております。今後の公園の維持管理の方法についても検証をしながら、検討していく御意見として伺います。</p> <p>*狛江市公園等の住民参加による管理協定に関する要綱に基づく管理運営</p>
5	<p>狛江駅交番横の広場のような遊具も何もない人工芝の広場をもっと増やせば、子育て世代、中高生がもっと活用できるのでは。</p>	<p>→ 意見として伺います。</p>
6	<p>もっと水を象徴する場所やスポットを増やす方が良いのでは。泉龍寺の池は少し薄暗いし虫が多いので子連れは厳しいです。広場や公園に噴水など造ればイメージが良くなるのでは。</p>	<p>→ 意見として伺います</p>
7	<p>ニュージーランド・クライスチャーチにある Margaret Mahy Family Playground は水を使った遊具が沢山あり、幼児～高校生まで皆が楽しく遊べる公園です。規模は小さくてもいいので、こんな場所が狛江にも</p>	<p>→ 意見として伺います</p>

	<p>あればいいなと思います。</p>	
<p>8</p>	<p>●臨時財政対策（臨財債）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年度以降の臨財債の発行額と支払い利息と利率の推移</li> <li>・平成 13 年度に初めて起債された臨財債の狛江市の償還額と支払利息の合計と普通地方交付税で国によって補てんされた額の検証(既に償還されたものと思いますが)</li> <li>・平成 13 年度以降平成 31 年度までの狛江市の臨財債の償還額と利子の支払い額と毎年度の普通地方交付税とその普通地方交付税によって国が狛江市に補てんしている額の比較推移</li> <li>・至近の臨財債の支払い利率は、超低利で推移しているが、仮に 10 億円の起債をすとして、各年利 1%・0.1%・0.01% の場合、20 年で償還すとして、償還までの支払い利息の合計額の比較表</li> </ul> <p>* 最近の臨財債等の利率は、超低利で推移しています。</p> <p>特に公園ということだけでなく、社会施設が極めてお粗末な狛江市としては、この超低利を活用して、福祉施設や環境の整備拡充に積極的に活用すべきではないかという視点から、上記の情報を共有して認識をしていただきたくお願いします。</p>	<p>用地の確保を含め、公園整備等を行う場合には、多大な財源が必要になりますので、地方債だけではなく、国、東京都の補助金や緑化基金の活用を含めて検討します。</p>

■ 市民農園\_詳細

※        :改選

(※ 1の表)

農園名	面積 (㎡)	H28		H29		H30		H31		R2		備考
		利用者数	応募者数	利用者数	応募者数	利用者数	応募者数	利用者数	応募者数	利用者数	応募者数	
いずみほんちよう農園	1,044.00	53	93	53	-	53	-	52		54	93	
いわどきた農園	743.00	26	-	26	-	26	-	26	55	26	-	
いわどみなみ農園	1,553.00	94	-	/	/	/	/	/	/	/	/	平成29年3月閉園
いわどみなみ第2農園	1,060.00	53	-	53	-	/	/	/	/	/	/	平成29年9月閉園
しらはた農園	1,083.82	57	-	/	/	/	/	/	/	/	/	平成28年5月閉園
なかいずみ農園	602.00	32	-	32	79	32	-	30	-	30	-	
なかいずみ第2農園	654.00	36	-	36	-	36	78	36	-	33	-	
なかいずみ第3農園	604.66	/	/	30	44	30	-	26	-	25	-	
にしのがわ第1農園	693.54	35	-	40	130	40	-	39	-	37	-	
にしのがわ第2農園	1,239.57	/	/	64	68	64	-	53	-	51	-	
もといずみ農園	509.00	27	70	27	-	27	-	19	-	/	/	令和2年3月閉園
こまい農園	487.00	/	/	/	/	/	/	25	63	25	-	平成31年4月開園
いわどみなみ農園	1,369.00	/	/	/	/	/	/	67	44	71	-	令和元年10月開園
合計人数		413	163	361	321	308	78	373	162	352	93	
年度ごとの利用可能面積 (㎡)		7,942.36		7,149.77		6,089.77		7,945.77		7,436.77		※年度末時点
(区画数)		8		8		8		10		9		
年度ごとの改選面積 (㎡)		1,553.00		3,139.77		654.00		2,599.00		1,044.00		
1区画に対する利用者数 (人)		51.63		45.13		38.50		37.30		39.11		
利用者1人に対する面積 (㎡)		19.23		19.81		19.77		21.30		21.13		
改選区画に対する応募人数 (人)		81.50		80.25		78.00		81.00		93.00		
改選面積に対する応募人数 (人)		9.53		8.70		8.38		16.04		11.23		

行政区分	都市公園										都市公園以外の都区市町村立公園										その他				総合計				行政区分		
	都立公園		区市町村立公園		国営公園		都市公園の計		一人当たり面積	面積の割合	自然ふれあい公園		海上公園		区市町村立公園		都市公園以外の計		公立公園合計		一人当たり面積	面積の割合	国民公園等		公団・公社の設置する公園		数	面積 m <sup>2</sup>		一人当たり面積 m <sup>2</sup>	面積の割合 %
	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>			数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>			数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>					
1 千代田区	1	161,637	22	104,569			23	266,206	4.01	2.28					23	6,315	23	6,315	46	272,521	4.1	2.34	5	1,436,868	0	0	51	1,709,389	25.74	14.66	千代田区
2 中央区	1	250,216	57	336,528			58	586,744	3.47	5.75			1	24,513	33	11,856	34	36,369	92	623,113	3.69	6.1			2	3,424	94	626,537	3.71	6.14	中央区
3 港区	4	235,658	47	267,721			51	503,379	1.93	2.47			3	541,119	58	94,155	61	635,274	112	1,138,653	4.36	5.59	1	263,716	5	5,086	118	1,407,455	5.39	6.91	港区
4 新宿区	1	186,472	177	360,802			178	547,274	1.57	3					1	3,983	1	3,983	179	551,258	1.58	3.03	2	593,011	2	2,844	183	1,147,113	3.29	6.3	新宿区
5 文京区	2	158,657	45	203,327			47	361,984	1.53	3.21					67	29,506	67	29,506	114	391,490	1.65	3.47	1	161,588	0	0	115	553,078	2.34	4.9	文京区
6 台東区	2	556,742	50	193,301			52	750,044	3.58	7.42					23	23,633	23	23,633	75	773,677	3.69	7.65			0	0	75	773,677	3.69	7.65	台東区
7 墨田区	3	133,593	141	639,642			144	773,235	2.85	5.62					0	0	0	0	144	773,235	2.85	5.62			2	8,760	146	781,995	2.89	5.68	墨田区
8 江東区	6	1,139,837	171	1,157,793	1	67,000	178	2,364,630	4.53	5.89			19	2,691,754	94	33,995	113	2,725,749	291	5,090,379	9.74	12.68			25	84,445	316	5,174,824	9.91	12.89	江東区
9 品川区	2	218,348	149	518,333			151	736,681	1.78	3.23			6	512,212	120	121,132	126	633,344	277	1,370,025	3.3	6			4	1,391	281	1,371,417	3.31	6	品川区
10 目黒区	0	114,276	83	350,308			83	464,584	1.61	3.17					49	24,841	49	24,841	132	489,424	1.69	3.34			1	690	133	490,114	1.7	3.34	目黒区
11 大田区	0	0	507	2,053,409			507	2,053,409	2.76	3.38			9	839,400	37	58,873	46	898,272	553	2,951,681	3.97	4.85			8	8,448	561	2,960,129	3.98	4.87	大田区
12 世田谷区	4	921,708	426	1,618,389			430	2,540,097	2.69	4.38					125	128,207	125	128,207	555	2,668,304	2.83	4.6	1	183,991	11	33,753	567	2,886,049	3.06	4.97	世田谷区
13 渋谷区	2	568,910	129	160,947			131	729,857	3.09	4.83					0	0	0	0	131	729,857	3.09	4.83	1	901,452	1	88	133	1,631,397	6.91	10.8	渋谷区
14 中野区	0	0	167	445,605			167	445,605	1.3	2.86					27	24,622	27	24,622	194	470,227	1.37	3.02			5	6,400	199	476,627	1.39	3.06	中野区
15 杉並区	3	536,032	277	624,265			280	1,160,297	1.98	3.41					50	25,396	50	25,396	330	1,185,693	2.02	3.48			2	7,311	332	1,193,004	2.03	3.5	杉並区
16 豊島区	0	0	89	189,935			89	189,935	0.63	1.46					64	25,136	64	25,136	153	215,070	0.72	1.65			0	0	153	215,070	0.72	1.65	豊島区
17 北区	1	71,647	83	895,152			84	966,800	2.73	4.69					98	63,453	98	63,453	182	1,030,253	2.9	5			8	48,758	190	1,079,011	3.04	5.24	北区
18 荒川区	2	191,211	36	207,050			38	398,262	1.82	3.92					71	33,506	71	33,506	109	431,767	1.97	4.25			2	3,398	111	435,165	1.99	4.28	荒川区
19 板橋区	2	462,480	344	1,421,731			346	1,884,210	3.22	5.85					0	0	0	0	346	1,884,210	3.22	5.85			11	60,739	357	1,944,949	3.33	6.04	板橋区
20 練馬区	4	1,059,016	466	976,880			470	2,035,896	2.73	4.23					219	90,862	219	90,862	689	2,126,758	2.86	4.42			7	9,085	696	2,135,843	2.87	4.44	練馬区
21 足立区	3	911,199	347	2,237,372			350	3,148,571	4.6	5.91					149	90,293	149	90,293	499	3,238,865	4.73	6.08			18	27,828	517	3,266,692	4.77	6.13	足立区
22 葛飾区	1	928,871	153	915,886			154	1,844,757	4.05	5.3					165	150,990	165	150,990	319	1,995,748	4.38	5.73			11	18,927	330	2,014,675	4.42	5.79	葛飾区
23 江戸川区	4	1,315,985	331	2,132,363			335	3,448,347	4.96	6.91			1	4,117,473	151	194,862	152	4,312,335	487	7,760,683	11.16	15.55			20	43,652	507	7,804,335	11.22	15.64	江戸川区
合計	48	10,157,254	4,297	18,011,309	1	67,000	4,346	28,235,563	2.92	4.5	0	0	39	8,726,471	1,624	1,235,618	1,663	9,962,089	6,009	38,197,652	3.95	6.09	11	3,540,627	145	375,028	6,165	42,113,306	4.35	6.71	合計

行政区分	都市公園										都市公園以外の都区市町村立公園										その他				総合計				行政区分		
	都立公園		区市町村立公園		国営公園		都市公園の計		一人当たり面積	面積の割合	自然ふれあい公園		海上公園		区市町村立公園		都市公園以外の計		公立公園合計		一人当たり面積	面積の割合	国民公園等		公団・公社の設置する公園		数	面積 m <sup>2</sup>		一人当たり面積 m <sup>2</sup>	面積の割合 %
	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>			数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>			数	面積 m <sup>2</sup>	数	面積 m <sup>2</sup>					
1 八王子市	5	1,257,579	801	5,640,853			806	6,898,432	11.97	3.7					64	70,273	64	70,273	870	6,968,705	12.09	3.74			16	80,293	886	7,048,998	12.23	3.78	八王子市
2 立川市	0	32,775	99	585,055	1	1,078,000	100	1,695,830	9.37	6.96					151	55,217	151	55,217	251	1,751,047	9.68	7.19			8	28,878	259	1,779,925	9.84	7.31	立川市
3 武蔵野市	1	420,596	113	197,937			114	618,532	4.15	5.63					64	33,575	64	33,575	178	652,108	4.38	5.94			2	26,956	180	679,063	4.56	6.18	武蔵野市
4 三鷹市	1	472,970	38	126,131			39	599,101	3.1	3.65					140	87,256	140	87,256	179	686,357	3.55	4.18			1	1,825	180	688,182	3.56	4.19	三鷹市
5 青梅市	0	0	102	603,643			102	603,643	4.53	0.58					59	262,559	59	262,559	161	866,202	6.51	0.84	1	9,099	2	10,776	164	886,076	6.66	0.86	青梅市
6 府中市	3	489,027	270	1,310,119			273	1,799,146	6.83	6.11					73	55,683	73	55,683	346	1,854,829	7.04	6.3			0	0	346	1,854,829	7.04	6.3	府中市
7 昭島市	0	13,124	42	482,167		616,000	42	1,111,291	9.9	6.41					49	32,758	49	32,758	91	1,144,049	10.19	6.6			2	7,572	93	1,151,622	10.26	6.64	昭島市
8 調布市	3	946,863	205	291,139			208	1,238,003	5.15	5.74					23	57,327	23	57,327	231	1,295,330	5.39	6			3	25,563	234	1,320,893	5.5	6.12	調布市
9 町田市	3	1,045,140	717	3,237,644			720	4,282,785	9.86	5.99					38	446,818	38	446,818	758	4,729,603	10.89	6.61			11	90,326	769	4,819,928	11.1	6.74	町田市
10 小金井市	1	728,440	11	67,894			12	796,334	6.32	7.05					203	72,237	203	72,237	215	868,571	6.89	7.69			4	10,825	219	879,396	6.97	7.78	小金井市
11 小平市	2	161,062	315	356,715			317	517,777	2.63	2.52					0	0	0	0	317	517,777	2.63	2.52			1	9,559	318	527,336	2.68	2.57	小平市
12 日野市	1	601,373	201	721,994			202	1,323,366	6.95	4.8					24	30,681	24	30,681	226	1,354,048	7.11	4.91			6	92,947	232	1,446,995	7.6	5.25	日野市
13 東村山市	3	657,463	18	132,881			21	790,344	5.26	4.61					138	67,513	138	67,513	159	857,857	5.7	5			4	11,789	163	869,646	5.78	5.07	東村山市
14 国分寺市	2	135,732	14	87,844			16	223,576	1.74	1.95					149	91,295	149	91,295	165	314,871	2.45	2.75			2	2,280	167	317,151	2.46	2.77	国分寺市
15 国立市	0	0	25	153,917			25	153,917	2.05	1.89					58	48,326	58	48,326	83	202,243	2.69	2.48			2	10,920	85	213,163	2.84	2.62	国立市
16 福生市	0	498	55	402,102			55	402,601	7.04	3.96					14	5,743	14	5,743	69	408,343	7.14	4.02			3	20,865	72	429,209	7.5	4.22	福生市
17 狛江市	0	0	29	106,614			29	106,614	1.27	1.67					53	16,740	53	16,740	82	123,354	1.47	1.93			0	7,075	82	130,430	1.55	2.04	狛江市
18 東大和市	2	386,745	100	309,393																											

改正

平成20年3月28日要綱第9号

平成24年3月28日要綱第37号

平成26年4月16日要綱第65号

狛江市狛江弁財天池緑地保全地区の市民参加による管理協定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市狛江弁財天池緑地保全地区の管理運営に関する規則（平成14年規則第15号）に規定する管理区域の管理運営に関し、市民で組織する団体（以下「市民団体」という。）と協定し、都市における緑地保全に対する市民意識の高揚を図り、管理区域の保全に努めることを目的とする。

(協定する団体の要件等)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる要件を備えた市民団体と協定を締結することができる。

- (1) 都市における緑地の適正な保全に関する知識等を持った市民団体であること。
- (2) 原則として会員が10名以上であること。
- (3) 第4条に規定する管理運営を遂行できる市民団体であること。

(協定の締結)

第3条 市長は、前条の要件を備えた市民団体と協定の締結をしようとするときは、狛江市狛江弁財天池緑地保全地区の市民参加による管理に関する協定書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の協定を締結しようとする市民団体（以下「協定団体」という。）は、原則として1団体とする。

(協定団体の管理運営)

第4条 協定団体は、次の各号に掲げる管理運営を行うものとする。

- (1) 都市における緑地保全の重要性を啓発するための活動
- (2) 自然観察路、施設等の清掃

(3) 管理区域の保全上必要な簡易な剪(せん)定及び下草刈り等

(4) 管理区域内施設の維持管理並びに当該施設及び樹木等の損傷事故が生じた場合における狛江弁財天池緑地保全地区管理運営担当課への連絡通報

(協定の解約)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、狛江市狛江弁財天池緑地保全地区の市民参加による管理に関する協定解約書(第3号様式)により協定の解約をすることができる。

(1) 協定団体がその管理運営を遂行できなくなったとき。

(2) 前条に規定する業務の内容が著しく不相当と認められるとき。

(3) その他重大な事由により、管理区域の存続を継続しがたいとき。

(管理運営費の交付)

第6条 市長は、協定団体に対し管理運営費を支払うものとする。ただし、管理区域の使用を禁止している場合は、この限りでない。

2 協定団体は、1月ごとの管理運営実績を実績報告書(第2号様式)により市長に報告するものとする。

3 管理運営費は、協定団体が管理運営する管理区域の面積を1平方メートル当たり10円以内で計算した額を月額とし、2月分をその翌月に支払うものとする。

(庶務)

第7条 管理区域の管理運営に関する庶務は、狛江弁財天池緑地保全地区管理運営担当課が行い、必要に応じて関係部署と協議する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月28日要綱第9号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月28日要綱第37号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年4月16日要綱第65号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

第 1 号様式から第 3 号様式まで（省略）